

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

※ 以下の問題は、改正後の法律（民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号））に基づいて出題しますが、現行法に基づいて解答がなされた場合でも、採点に際して不利益に扱うことはありません。

〔第 1 問〕 次の【設問 1】および【設問 2】について、判例があれば判例の考えに照らして、それぞれ簡潔に答えなさい。（配点 40 点）

【設問 1】

A は、息子の B から、B の妻 C が D 銀行から 1000 万円の融資を受けるに当たって、C が D 銀行に対して負担することになる借入金返還債務の連帯保証人になってほしいと依頼された。A は、B の求めに応じ、連帯保証契約の締結に関する一切の事務を B に任せることにし、その旨の代理権を B に対して授与した。ところが、C が D 銀行から 2000 万円の融資を受けることができたことから、B は、D 銀行との間で、C の D 銀行に対する 2000 万円の借入金返還債務（以下「本件債務」という。）を A が連帯保証することを内容とする契約（以下「本件連帯保証契約」という。）を A の代理人として締結し、その旨の書面も作成された。

その後、C が本件債務につき履行遅滞に陥ったが、D 銀行は、B に対して、民法 117 条を根拠に 2000 万円を支払うように求めた。B は、D 銀行の請求に対して、本件連帯保証契約の締結については表見代理が成立することから、自らは無権代理人としての責任を負わないと主張した。

B の主張が妥当であるかどうかを、10 行以内で検討しなさい。なお、本件連帯保証契約の締結については表見代理が成立するものとする。

【設問 2】

A は、大阪市内に土地甲を所有しているところ、2020 年 4 月 1 日、B との間で、建物所有目的で甲を賃貸する旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結した。甲の引渡しを受けた B は、甲上に建物乙を建築し、乙の所有権保存登記をしたうえで、2020 年 11 月 1 日、C に対して乙を賃貸した。2021 年 1 月頃から、本件契約に基づく賃料債務の弁済が滞りがちになっていたところ、これを聞いた C が B に対してその件を問い合わせた。その際、B は、C に対して、「弁済資金は何か工面するので、自分に代わって弁済をするのはやめてほしい。」と述べた。また、A も、このような B の意向を了知している。

ところが、B が、2021 年 1 月分および 2 月分の賃料債務については支払ったが、3 月分の賃料債務（以下「本件賃料債務」という。）を支払うことができなかつたため、C は、B に代わって弁済をしようと考えた。

C が本件賃料債務を弁済することができるかを、10 行以内で検討しなさい。

〔第2問〕 次の【事例】を読んで、判例があれば判例の考え方によらして、【設問1】および【設問2】に答えなさい。なお、どちらの設問を先に解答してもよい。(配点60点)

【事例】

- 1 2020年4月10日、Aは、Bとの間で、自己所有の甲土地およびその上の乙建物とB所有の丙土地およびその上の丁建物とを交換する旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結した。これに基づき、同月20日、AはBに甲および乙を引き渡し、Bへの所有権移転登記を行った。他方、丙および丁については、同日にBからAへの所有権移転の仮登記を行ったが、Bがまだ丙および丁を使用していたため、最終期限を同年12月末日として、準備が整い次第すみやかにAに引き渡すこととし、この時に所有権移転の本登記を行うこととした。
- 2 同年6月1日、Bは、甲および乙を当時の相場価格である3000万円（甲が2000万円、乙が1000万円とする）でCに売却し、同日に引渡しを終えた。登記名義については、代金完済と引換えに移転手続をとることと合意された。Cは、代金の一部2500万円をBに支払ったが、残り500万円の未払があったため、登記名義はBのままであった。
- 3 同年11月27日の深夜、丁の隣家から出火し、類焼により丁が全焼した。このことを知ったAは、同年11月30日、Bに対して、本件契約を解除する旨の意思表示をした。

【設問1】

2020年12月1日、Aは、Cに対して、甲および乙の明渡しを請求した。この請求は認められるか。Cから予想される反論を踏まえて検討せよ。

なお、Aは、Bとの間で本件契約を有効に解除したものとする。

【設問2】

【設問1】の結論にかかわらず、仮に甲および乙の所有権が最終的にCに帰属することとなつた場合、Aは、Bに対して、どのような請求をすることができるか。また、Bは、Aに対して、どのような請求をすることができるか。ただし、果実の返還については検討を要しない。

なお、Aは、Bとの間で本件契約を有効に解除したものとする。